区職員の給与・職員数の状況等

区職員の給与等は、区民の皆さんの負担によるものです。より一層、皆さんのご理解をいただくため、「新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、区職員の給与・定員管理に関する職員数の状況等の概要をお知らせします。

【問合せ】▶職員の給与等は**人事課給与福利係**☎(5273)4057、▶職員数の状況等は**人事課人事係**☎(5273)4027(いずれも本庁舎3階・FAX(3209)9947)へ。

職員の給与等

◆25年度の人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口(26年4月1日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B÷A)
324,669人	129,947,807千円	3,264,327千円	26,845,516千円	20.7%

(参考:24年度の人件費率は21.2%)

※決算額は「地方財政状況調査」の分析によるものです。
※人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます。
※26年4月1日現在の区の住民基本台帳人口のうち、外国人は33,815人です。

◆25年度の職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B÷A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
2,546人	10,007,530千円	3,590,895千円	4,046,066千円	17,644,491千円	6,930千円

※職員数は「地方公務員給与実態調査」による25年4月1日現在の普通会計に属する職員の人数です。
※職員手当には退職手当を含みません。

◆ラスパイレス指数の状況

区分	新宿区	特別区平均
20年度	102.1	101.8
25年度	107.9(99.7)	108.2(100)

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
※( )は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がなかった場合の参考値です。

◆給与の種類と内容 (26年4月1日現在)

給与

原則として毎月決まって支給するもの

- **給料**：民間の基本給に相当し、仕事の内容や責任に応じて、給料表・級などにより区分しています。
- **扶養手当**：

区分	新宿区	国
配偶者	13,700円	13,000円
配偶者以外の扶養親族	5,500円	6,500円

※満16歳～22歳の扶養親族である子どもについて4,000円を加算(国の加算額は5,000円)

- **地域手当**：民間における賃金や物価が高い地域に勤務する職員に支給する手当

支給率	18%

※国は地域区分により0%～18%
※職員1人当たり平均支給年額661,492円(25年度)

- **住居手当**：

世帯主	月額家賃27,000円以上を負担する者		8,300円
	加算額	当該年度末年齢27歳までの者	18,700円
		当該年度末年齢28歳から32歳までの者	9,300円
	上記以外の者(制度改正に伴う経過措置)		6,000円

※国は借家等居住者への支給限度額27,000円

- **通勤手当**：運賃相当額(1か月当たりの支給限度額55,000円。国の支給限度額も同じ)
※原則として年2回、4月・10月に6か月分を一括支給
- **その他**：管理職手当・初任給調整手当・単身赴任手当

勤務した実績に応じて支給するもの

- **時間外勤務手当**：職員1人当たり平均支給年額278,958円(25年度)
- **特殊勤務手当**：著しく危険、不健康、そのほか特殊な業務に就いたときに支給する手当

手当の種類(5種類)	特定危険現場業務手当、福祉事務所現業手当、感染症予防業務従事手当、放射線業務従事手当、清掃業務従事手当
職員全体に占める手当支給職員の割合	10.5%

※職員1人当たり平均支給年額129,387円(25年度)
※支給額・支給職員の多い手当は清掃業務従事手当、福祉事務所現業手当

- **その他**：休日給・宿日直手当・夜勤手当・管理職特別勤務手当・災害派遣手当

一定の時期に支給するもの

- **期末・勤勉手当**：ボーナスに相当する手当

25年度支給割合	新宿区 期末	新宿区 勤勉	国 期末	国 勤勉
6月期	1.15月分(0.65)	0.675月分(0.325)	1.225月分(0.65)	0.675月分(0.325)
12月期	1.20月分(0.70)	0.675月分(0.325)	1.375月分(0.80)	0.675月分(0.325)
3月期	0.25月分(0.10)	—	—	—
計	2.60月分(1.45)	1.35月分(0.65)	2.60月分(1.45)	1.35月分(0.65)
職務段階等に応じた加算措置	有		有	

※( )は再任用職員の支給割合
※国は時限的な(2年間)給与改定特例法による減額措置(支給額の9.77%減)があります。

- **退職手当**：退職時に支給する一時金(**右上表**「退職手当の状況」参照)

◆職員の平均給料月額、平均給与月額と平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	新宿区	316,656円	435,305円	41歳 6月
	東京都	325,565円	456,418円	41歳10月
技能労務職	新宿区	305,858円	414,733円	49歳10月
	うち清掃職員	300,057円	432,602円	46歳 5月
	うち用務員	311,554円	395,433円	53歳 3月
	東京都	300,336円	402,439円	47歳11月

◆職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区分		新宿区	国
一般行政職	大学卒程度	181,200円	総合職 181,200円 一般職 172,200円
	高校卒程度	143,000円	140,100円
技能労務職		134,900円	――

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒程度	265,650円	308,500円	365,077円
	高校卒程度	219,950円	254,850円	315,616円
技能労務職		193,200円	236,166円	263,188円

◆一般行政職の級別職員数の状況 (26年4月1日現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	統括課長	課長	総括係長	係長・主査	主任主事	高度な知識が必要な係員	2級～8級に属さない係員	
職員数	23人	10人	60人	69人	345人	466人	378人	70人	1,421人
構成比	1.6%	0.7%	4.2%	4.9%	24.3%	32.8%	26.6%	4.9%	100%

※新宿区の給与条例に基づく給料表の級区分によります。
※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
※職員数は「地方公務員給与実態調査」の分類による一般行政職の人数です。
※構成比は端数を調整しています。

◆昇給の状況 (25年度)

区分	全職種	行政職	技能労務職
職員数(a)	2,331人	1,946人	292人
昇給区分AまたはBの職員数(b) 構成比率(b/a)	702人 30.1%	584人 30.0%	89人 30.5%
昇給区分Cの職員数(c) 構成比率(c/a)	1,597人 68.5%	1,341人 68.9%	193人 66.1%
昇給区分DまたはEの職員数(d) 構成比率(d/a)	32人 1.4%	21人 1.1%	10人 3.4%

※定期評定の結果を昇給に反映させています。昇給区分はA(6号昇給)、B(5号昇給)、C(4号昇給)、D(3号昇給)、E(昇給なし)の5段階です。
※行政職は行政職給料表(一)適用職員です。技能労務職は行政職給料表(二)適用職員です。
※全職種欄には行政職・技能労務職のほかに医療職などを含み、教育長を除きます。
※構成比は端数を調整しています。

◆退職手当の状況 (26年4月1日現在)

区分		新宿区		国	
内容		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	20.41月分	28.16月分	21.62月分	27.025月分
	勤続25年	30.16月分	37.33月分	30.82月分	36.57月分
	勤続35年	44.08月分	52.76月分	43.70月分	52.44月分
	最高限度	44.16月分	52.76月分	52.44月分	52.44月分
加算措置		定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
職員1人当たり平均支給額		3,129千円	23,332千円	――	

※支給率は、新宿区・国ともに、26年4月1日現在の経過措置です。
※職員1人当たりの平均支給額は、25年度に退職した全職員に係る平均額です。

◆特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区分		給料・報酬	地域手当	支給額計	期末手当
給料	区長	1,158,000円	150,540円	1,308,540円	6月期 1.40月分
	副区長	929,000円	120,770円	1,049,770円	12月期 1.50月分
報酬	議長	937,000円	—	937,000円	3月期 0.20月分
	副議長	799,000円	—	799,000円	計 3.10月分
	議員	612,000円	—	612,000円	

区分		算定方式
退職手当	区長	退職時給料月額×勤続期間1年に付き100分の450
	副区長	退職時給料月額×勤続期間1年に付き100分の310

※副区長には、このほかに通勤手当が支給されます。

職員数の状況・定員適正化の概要等

◆部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数 25年	職員数 26年	増減数(▲は減)	主な増減理由
一般行政部門	議会	15人	15人	0人	――
	総務	442人	443人	1人	職員配置の見直し等による増
	税務	92人	92人	0人	――
	民生	988人	984人	▲4人	職員配置の見直し等による減
	衛生	418人	418人	0人	――
	労働	6人	6人	0人	――
	商工	14人	16人	2人	職員配置の見直し等による増
	土木	267人	270人	3人	職員配置の見直し等による増
	小計(A)	2,242人	2,244人	2人	――
特別行政部門	教育(B)	305人	300人	▲5人	民間委託等の推進および職員配置の見直し等による減
普通会計部門 合計(C＝A＋B)		2,547人	2,544人	▲3人	――
公営企業等会計部門	その他(D)	159人	159人	0人	――
総計(C＋D)		2,706人[2,752人]	2,703人[2,731人]	▲3人[▲21人]	――

※職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を有する休職者・再任用フルタイム職員などを含み、再任用短時間職員・臨時職員・非常勤職員を除いています。
※[ ]内は条例定数の合計です。

◆年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳
職員数	1人	56人	242人	282人	278人
構成比	0.0%	2.1%	9.0%	10.4%	10.3%

区分	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52歳以上
職員数	189人	249人	302人	329人	775人
構成比	7.0%	9.2%	11.2%	12.2%	28.7%

合計 2,703人

※年齢は27年3月末日現在
※構成比は端数を調整しています。

◆定員管理の取り組み 定員適正化計画の目標と実績

▶区では、より簡素で効率的な組織運営を目指し、職員数の適正化を図るために「定員適正化計画」を策定し、計画的に職員数の削減に取り組んでいます。
▶これまで、20年度～23年度を計画期間とする「第一次実行計画」に基づき207人を削減しました。
▶今後も、24年度～27年度を計画期間とする「第二次実行計画」に基づき、再任用職員の活用と事務事業の見直しを柱として、定員適正化に継続的に取り組んでいきます。

(参考) 定員適正化計画の取り組み状況 (単位：人)

年度	20	21	22	23	20～23年度計	24	25	26	27	24～27年度計
計画	▲27	▲41	▲78	▲56	▲202	▲68	▲52	▲37	▲44	▲201
実績	▲27	▲44	▲80	▲56	▲207	▲72	▲59	▲25	—	—

※各定員適正化計画に基づく20年度～27年度の計画と実績を掲載しています。

特別永住者・永住者の方へ
外国人登録証明書から特別永住者証明書・在留カードへの切り替えはお済みですか

外国人登録法は平成24年7月9日に廃止されたため、「外国人登録証明書」に変わり「特別永住者証明書」「在留カード」が交付されるようになりました。

外国人登録法廃止の時点では、外国人登録証明書は一定期間、「特別永住者証明書」「在留カード」とみなされていますが、**下表**の切り替え期限までに、外国人登録証明書から「特別永住者証明書」または「在留カード」に切り替える必要があります。

期限間際の切り替え手続きは、申請窓口の大変な混雑が予想されます。早めの手続きにご協力をお願いします。

▼新宿区役所戸籍住民課で「特別永住者証明書」に切り替えてください。

【問合せ】**戸籍住民課住民記録係**(本庁舎1階)☎(5273)3601・FAX(3209)1728へ。

▼新宿区在住の永住者の方

東京入国管理局で「在留カード」に切り替えてください。

【問合せ】**法務省入国管理局外国人在留総合インフォメーションセンター**☎0570(013)904(IP電話・PHS・海外からは☎03(5796)7112)へ。詳しくは、同局のホームページ(HP http://www.immi-moj.go.jp/ejiu/index.html)でも案内しています。

対象者	切り替えの期限：平成24年(2012年)7月9日に16歳以上だった方	切り替えの期限：平成24年(2012年)7月9日に16歳未満だった方
特別永住者(※)	「次回確認(切替)申請期間」の始まりとされる誕生日が、 ▶平成27年(2015年)7月8日までの方…27年7月8日まで ▶平成27年(2015年)7月9日以降の方…次回確認(切替)申請期間の始まりとされる誕生日まで	16歳の誕生日まで
永住者	平成27年(2015年)7月8日まで	▶平成27年(2015年)7月8日までに16歳になる方…16歳の誕生日まで ▶平成27年(2015年)7月9日以降に16歳になる方…27年7月8日まで

※次回確認(切替)申請期間の始まりとされる誕生日は、お持ちの外国人登録証明書で確認できます。

国の地デジ難視対策の支援制度が終了します

国が実施している地上デジタル放送難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月末で終了します。

期限までに地デジ対策工事を完了するには、今年12月中に申し込む必要があります。詳しくは、総務省地デジコールセンター☎0570(07)0101にお問い合わせください。ホームページ(HP http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/index.html)でもご案内しています。

景観まちづくりシンポジウム

●多様性をいかした景観まちづくり

【日時】12月18日(木)午後2時30分～5時(午後2時開場)
【内容】▼基調講話(後藤春彦・早稲田大学教授、野澤康・工学院大学教授、進士五十八・美しい東京をつくる都民の会会長)
▼パネルディスカッション「次なる新宿の景観まちづくり」(進士五十八、後藤春彦、野澤康、宮沢功・日本サインデザイン協会常任理事)
▼美しい東京をつくる都民の会活動紹介
【共催】美しい東京をつくる都民の会
【会場・申込み】当日直接、四谷区民ホール(内藤町87)へ。
【問合せ】**景観と地区計画課**(本庁舎8階)☎(5273)3831へ。

くらし

はがき・ファックスの記載例

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

講座・催し等の申し込み

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

行政相談所を開設

国の仕事等への苦情や意見・要望について、総務大臣から委嘱された行政相談員が無料で相談に応じます。

【日時】12月7日(日)午前10時～午後3時30分
【会場・申込み】当日直接、角筈地域センター(西新宿4―33―7)へ。
【問合せ】**広聴担当課広聴係**(本庁舎3階)☎(5273)4065へ。

福祉

歳末・地域たすけあい運動募金にご協力を

●みんなで支え合おういただいた募金は、地域住民が主体となって取り組む福祉活動、ボランティア活動等の支援に活用します。

また、乳児院入所の乳幼児、交通遺児、自死遺児、在宅重度障害者(児)、女性保護施設の入所者へのお見舞金品にも活用します。

【募金の受付期間】12月1日(月)～26日(金)
【募金の受付場所・問合せ】**新宿区社会福祉協議会**(高田馬場1―17―20)☎(5273)2941へ。

ボランティア入門講座

それぞれの得意なことをいかして、自分に合うボランティア活動を見つけましょう。視覚、聴覚に障害のある方も、ご参加ください。手話通訳があります。

【日時】12月11日(木)午後2時～4時
【内容】活動の紹介と登録、個別相談、視聴覚障害者交流コーナーの見学、簡単な手話レッスンあり
※18歳以上を対象に、活動に応じて貯めたポイントを換金・寄付(上限／年間50ポイント＝5千円)できる、区の介護支援ボランティア・ポイント事業も紹介します。
【会場・申込み】電話で12月8日(月)までに**新宿区社会福祉協議会**(高田馬場1―17―20)☎(5273)9191へ。先着20名。

福祉公演 和太鼓コンサート

周りの人たちに支えられながら、太鼓の演奏を通して耳のハンディキャップ、いじめ、家庭内暴力など、さまざまな困難を乗り越えてきた村上功さんの「いのちの太鼓」を披露します。

【日時】12月3日(水)午後1時30分～2時30分
【出演】村上功ほか
【会場・申込み】当日直接、**区立障害者福祉センター**(戸山1―22―2)☎(3223)3711・FAX(3223)3344へ。先着100名。

区立障害者福祉センターパソコン教室

●パソコンで水彩画

【日時】27年1月～2月、▼水曜日午前10時～11時30分(初回1月7日)、▼木曜日午後1時30分～3時(初回1月8日)、各全7回
【対象】区内在住で障害のある方、各10名(定員に余裕がある場合は家族も参加できます)
【費用】1回100円(減免制度あり)
【会場・申込み】12月9日(火)までに電話かファックス(5面記載例のほか障害名・希望の曜日を記入)または直接、**同センター**(戸山1―22―2)☎(3223)3711(日曜日を除く)・FAX(3223)3344へ。応募者多数の場合は抽選。

家族介護者交流会

高齢者を介護している方等が、情報交換や介護の悩みを語り合う場です。当日直接、会場へおいでください(途中入退場自由)。

【12月の日時・会場】
▼①四谷の会／4日(木)…四谷保健センター(三栄町25)
▼②大久保の会／9日(火)…まちカフェふるさと(大久保1―10―22)
▼③若松町の会／10日(水)…戸山シニア活動館(戸山2―27―2)
※時間はいずれも午後1時30分～3時30分
【費用】①③は無料、②は100円(飲み物代)
【問合せ】**高齢者福祉課高齢者相談係**(本庁舎2階)☎(5273)4593へ。
※介護のため参加が難しい方にはデイサービス、ヘルパー派遣等の支援をします。ご相談ください。